

令和7年度 第5回松戸市水道事業運営審議会 議事録

- ・日 時 令和7年10月6日（月）午後7時00分から午後8時30分
- ・場 所 松戸市役所 新館 7階 大会議室
- ・出席者 (1) 委員（6名）
大塚委員、後藤委員、土屋委員、麻木委員、舟山委員
(2) 水道事業職員（11名）
加藤水道事業管理者、有賀参事監兼総務課長、染谷技監兼工務課長、綿貫総務課専門監、川瀬工務課長補佐、宿谷総務課長補佐、千場工務課主幹、広瀬総務課主幹、総務課職員3名
- ・議 事
開会に先立ち、管理者より、あいさつがありました。
会議の公開等について、出席委員の了承を得て、傍聴者7名の許可と以後の受付後の傍聴を可能としました。

【議長】

それでは議事に入りたいと思います。

この度、松戸市水道事業運営審議会において、市長からの諮問内容であります、「水道料金の改定について」に関する審議を進めて参りましたが、前回の第4回審議会にて、当審議会としての答申の方向性が定まりましたので、本日は第1回から第4回までの審議内容を踏まえ、事務局が作成した答申案について、ご意見等を伺いながら、答申書の完成につなげて参りたいと思います。

まずは、今回の答申案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

「水道料金の改定についての（報告書）（案）」と、「答申書（案）」について、事前に送付させていただき内容のご確認をしていただきましたが、私の方から簡単に資料の説明をさせていただきます。

はじめに、「水道料金の改定についての（報告書）（案）」についてですが、これまでにご説明いたしました、「水の使用実態の変化について」や、「水道料金の比較について」、そして、水道料金の改定について検討していく上でのポイントについてと、それに対する意見について取りまとめたものになります。

そして、もう一つの「答申書（案）」につきましては、先ほどの報告書の要点をとりまとめたものになります。こちらの答申書（案）の内容について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「はじめに」のところでは、水道事業は独立採算が原則であること、しかしながら、水道事業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあり、年間の給水収益がピーク時と比べると約3億5千万円減少したこと、一方、労務単価の上昇によって委託料が増加し、また、エネルギー価格の高騰に伴い動力費も増加するなど、費用が増加傾向にあることから、令和8年度以降は赤字に転じる見込みであること、などについて記載しております。

次に、1として料金算定期間ですが、水道料金算定期間といふ水道料金を設定する際の指針となるものがありまして、その中で料金算定期間は「概ね3年から5年を基準とする」とされています。今後、優先的に行う事業として、幸田配水場の非常用発電機の設置や、常盤平浄水場の配水池更新を確実に行えるよう安定した収支を確保すべきであることから、料金算定期間は5年間とすることが妥当であるとしました。

次に、2として料金改定時期ですが、先ほど、令和8年度に赤字に転じる見込みであると言いましたが、基本的に赤字になることは避けなければなりませんので、料金改定時期につきましては、令和8年4月1日とすることが妥当であるとしました。

次に、3料金改定率ですが、現在策定中である「水道事業新基本計画」の計画期間を含んだ令和18年度まで黒字とするためには、平均26.6%の料金改定率とする必要があるとの試算結果となりましたが、平成8年度に料金改定を行ってから30年間料金改定を行っておりません。利用者の負担感を少しでも抑えるべきであることから5年間を平均改定率17.7%とし、その後もう一段階引き上げる2段階での料金改定とすることが妥当であるとしました。

次に、4用途別料金体系の維持ですが、市営水道では創設当初より、用途別料金体系を採用しています。本来であれば、使用者の水道メーターの口径の大きさに応じて料金を設定する口径別料金体系を採用し、平均的な使われる水の量ではなく、最も多く使われるときの水の量に応じて水道施設の費用を負担すべきである。しかし、昭和30年代に建設された常盤平団地の大部分は口径25mmのメーターが採用されている特殊事情を考慮し、今回の改定では用途別料金体系を維持するものとするとしました。

次に、5基本水量制（1か月10m³）の維持ですが、基本水量制の目的の一つである公衆衛生の向上については、概ね達成されているが、もう一つの目的である生活用水の低廉化という側面は残っております。基本水量内使用者が46.3%と増加傾向にあり、大口需要者が減少傾向にあることを考えれば、県水と同様に、基本水量制を廃止することにより、経営の安定化を図ることも重要である。しかし、いきなり基本水量制を廃止すれば、基本水量内使用者の負担が大きくなるという意見もあり、現行の1か月10m³から1か月5m³に見直す案も検討したが、物価高騰などにより、市民生活が厳しい状況にあることを重視し、引き続き、1か月10m³の基本水量制を維持するものとするとしました。

先ほどの4の用途別料金体系の維持と、5の基本水量制の維持につきましては、最後の9の付帯意見のところで、書き加えさせていただきましたので、一旦、先に進ませていただきます。

次に、6の遙増制従量料金の維持ですが、「水の使用実態の変化」として基本水量内使用者が増え、大口使用者の使用水量が減少傾向にあり、生活用水部分の単価を低く抑えた分を大口使用者から回収しきれなくなっている。そこで、従量料金の設定には、原価主義に基づく受益者負担の原則を徹底し、少量使用者にもコストに見合った負担を求めたいところであるが、急激な負担増とならないよう配慮する必要があることから、引き続き、遙増制従量料金を維持するものとするとしました。

次に、7の公衆浴場用料金の維持ですが、現在、市営水道の給水区域内に公衆浴場は1軒あるのみで、公衆浴場用料金は一般用の料金よりも安い単価を採用し、昭和55年に見直された後、これまで据え置かれてきました。公衆浴場の入浴料金は、物価統制令によって都道府県により上限額が設定されており、燃料費等の高騰により悪化した経営状況の改善を図るため、令和5年12月1日に入浴料金が改定されたが、大人料金を20円引き上げただけにとどまった。

県により入浴料金が決められていることから、当該制度を維持することとし、引き続き、現行料金を維持するものとするとしました。

次に、8の特別給水用料金の維持ですが、特別給水用料金とは、主に道路清掃などで一時的に水道を使用する場合の料金のことと、基本料金を頂かない代わりに、使用水量1m³あたりの単価を、従量料金の最高単価と同額に設定している。

今後も、引き続き当該制度を維持することとし、今回の改定後の単価は、従量料金の最高単価とするとしました。

そして、最後に9付帯意見として、用途別料金体系の維持と基本水量制の維持については、一般家庭の生

活に急激な負担感が生じることに対する配慮的措置であることから、次期料金改定時においては、口径別料金体系の採用と基本水量制の廃止に向けて検討することを求めるしました。

この内容につきまして、ご意見をいただければと思います。

【議長】

ありがとうございました。

ただいま事務局より、答申案の内容について説明がございましたが、本件につきまして、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

委員お願いします。

【委員】

答申案の作成ご苦労様でした。

口径別を採用するか、基本水量制を維持するか。値上げの回数を1回にするか、2回にするかについては、審議会の中でも意見が分かれしており、中には会長の判断で決めたこともありました。

私はこういうことは会長ではなく、市長が決めることだと思うんです。

市長が、全く丸投げというか、意見がなくて白紙委任ですというのであれば、この答申でいいと思うのですが、何らかの思いがあると思うんです。

それを、市長の思いと、何かちょっとずれているのではないか。余りにも値上げの時期を急ぐあまり、最終答申の作成にばかり熱心になってですね、もう少し、市長とのすり合わせというか、意見交換というか、議会の議員の先生方との意見交換を踏まえて、市長の思いを汲んだ方が、私はいいのではないかと言う気がします。

ちょっと急ぎすぎかな、という気がするのですが、いかがでしょうか。

【議長】

それでは、ただいまの点につきまして、事務局からご発言をお願いいたします。

【事務局】

今のご質問についてですが、最終的な判断につきましては、市長が行うこととなります。

その判断をするにあたり、市長から、将来にわたり安定して水道水を提供できるよう、適正な料金水準、るべき料金体系について、当審議会に対し意見を求めたものですので、審議会としての意見を、答申書という形で返すことが、審議会の役割であると考えております。

【議長】

よろしいでしょうか。

【委員】

では、もう1つ続けて質問します。

付帯意見で口径別は次回検討する、基本水量制も次回検討する、と付帯意見と書いてありますが、結局は問題の先送りだと思います。

何もしないで、単なる値上げだけというのであれば、それはもうこの審議会の存在に関わる事であって、

何もしてないんじゃないとか市長、或いは議員の先生なり市民に言われた時は、どういうふうに対応することになりますか。

【議長】

ではこちらにつきましても事務局よりご発言をお願いいたします。

【事務局】

審議会の進め方として、委員の多数意見を当審議会の方針として取りまとめて、少数意見についても可能な限り触れていく。意見が割れた場合は、議長である会長の意見をもって、当審議会の方針としていく。

そういう取りまとめ方でよろしいかということを、第1回目のときに議長より確認があったと思います。

その進め方で得た結論であると思いますので、審議会の責任放棄ということではないと思います。
ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

【議長】

委員よろしいでしょうか。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

【議長】

他にご発言はございますでしょうか。

では委員お願いします。

【委員】

来年度から赤字になるという、収益の説明があったわけですが、最近新聞等でも出ておりますが、県も水道料金値上げするということなので、万が一にも県に合わせた形でやってるのではない。

一般の方の意見として、県が上がるから市も上げるんじゃないかと。

そういうことは、断じてないと。市の事業計画の中で、来年度から赤字になるので、市は市としての、今回の料金値上げを策定したということでよろしいわけですね。

【議長】

では、事務局よりご発言お願いします。

【事務局】

市営水道の経営状況につきましては、以前より「水道まつど」等を通じて、厳しい状況というのをご理解いただくべく、何回も載せてきたところであります。

昨今、動力費や労務単価の上昇によって、委託料が増加傾向にあり、各種費用が増加傾向となっています。これは市営水道に限ったことではなく、県営水道、或いは近隣の水道事業体に於いても、同じような状況ではないかと考えております。

そういう中で今回、新しい水道事業新基本計画の策定に着手してあるところですが、今後の収支見通しを作り中で、令和8年にはどうしても赤字に転じるであろうということで、何とかここで、経営基盤を立て直したいという思いで、今回、料金改定をお願いしたところでございます。

以上です。

【議長】

委員、どうぞ。

【委員】

わかりました。

決して、県に同調して、単純に値上げしてるわけではないということですね。

【議長】

他にご発言はございますでしょうか。

私から1点、こちらはご提案になるのですが、先ほど委員からこれは問題の先送りになっているのではないかという話もございました。

今回の答申案についてはこれで良いかと思っているのですが、どうしても水道料金の改定に関する議論というのが、なかなか進んでこなかったという事情があったのではないか、というふうに考えております。

そこで最後の9番の付帯意見のところですが、以下のような内容の加筆をしてはどうかと提案させていただきたいと思います。

将来にわたり安全で安心な水を安定して供給するためには、経営状況や社会情勢の動向など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応していくなければならないことから、料金改定の必要性等を定期的に確認することを求める。

というような形で、付帯意見を追記してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

まず、事務局からご発言いただきましょうか。

【事務局】

今、会長の方からご提案のあった、将来にわたり安全な水を安定して供給するための定期的な見直しについてですが、該当部分について委員の皆様が賛同されることであれば、是非入れさせていただきたいと思います。

【議長】

他の委員の皆、皆様いかがでしょうか。

【委員】

それについてですが、前回、2段階に分けていくということで決議が取れたと思います。

ですから、2段階ということだけでなく、いつということを、料金算定期間とか5年間と一応書いてはあるのですが、次回の料金改定時にということを明確にしたほうがいいかと思うのですが、どうでしょうか。

【議長】

そうですね。

次の料金改定のときをいつにするか、ということも明確にした上で、次回、どのタイミングで料金改定について検討するのか明確にするというのがよいかと思います。

事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】

具体的な期間、例えば、5年後という書き方もできました。

収支見通しの中に少し書かせていただきましたが、令和10年から北千葉広域水道企業団の値上げがあるかもしれません。おそらくあると思うのですが、具体的に幾らになる、という料金はまだ示されていません。

ですので、その値上げ幅によっては、もう少し前に厳しくなるかもしれません。そこはまだ不透明なところもございます。

経営戦略という10年の計画があるのですが、そのうち5年程度の間隔で計画の見直しをするように、という国からの通知もございますので、そういう見直しをかける際に、今の料金でどうなのか、その都度検証していけたらと考えております。

具体的に年数を入れるべきなのかという点は迷ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

【議長】

委員からはご意見ございますか。

【委員】

今のお話ですと、5年より後になることはないということで良いのでしょうか。

3年になるかもしれないということは、5年と書いてしまうと対応できないという話になるのですが、5年より後になることはないと。5年以内にどこかで値上げすることが決議された、ということで書いたほうがよろしいのではないですか。

【議長】

事務局よりお願いします。

【事務局】

料金改定後にどこかでまた赤字になるであろうとは思ってるのですが、それが前倒しになるのか、それとも5年より伸びるのか、それは分かりません。

北千葉広域水道企業団の値上げによって多少前後するとは考えてるのですが、それをはっきり5年後と明記すべきなのかというところで。

次に危なくなってきた頃に、またご相談させていただくことになると思うのですが。

【議長】

事務局としては具体的な年数等は明記することなく、幅を持たせた形で答申案を作成するというのがよいというご意見でよろしいですか。

【管理者】

今、事務局の方からも話がありましたが、5年と明記してしまうと5年後まで動きが確定されてしまうというイメージだと思います。

今私が思うに、北千葉広域水道企業団からお水を買っているのですが、それがどのくらい上がるのか。

令和10年に、と言われているのですが、そこでどのくらい水の値段が上がるのかが見えないので、5年以内に開催するというような形で進めさせていただけたら、ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございます。

そうしますと先ほど定期的に、この料金の改定の必要性について確認することを求める、という内容の意見をつけていただきたいという私からの提案でございましたけれども、定期的という内容については、5年以内という形で、期限を設けていただくという形でよろしいでしょうか。

【参加者一同】

はい。

【議長】

ありがとうございます。それではそのようによろしくお願ひいたします。

他にご発言はございますか。

委員お願いします。

【委員】

常盤平団地の建て替えの時期において、この口径別が導入できるんじゃないか、ということなんですけれど、これはいつ建て替えするのかというのが、ちゃんと明示されているということなのでしょうか。

それでしたら、その年次をお知らせいただきたいというのと、以前にも、いざという時のために、お金が少しプールできるような状態にしておかないと、と言いました。

そういうことができさえすれば、北千葉広域水道企業団からの水が値上がりしても対応していけるのではないか。

10年というと2年ちょっとなので、値上がりした水の料金を、8年度、9年度のところの、少しでも出た利益で補えるかどうかということが、どれだけ値上がりするかわからないということなので、今すぐ判断できないかもしれませんけれど、そういう問題がもう、すぐ出てきてるわけですね。

私がこの間、意見を言ったときには、そんな最初から準備しなくても、災害とかあったら国からも支援のお金が出るからって言ったんですけど、災害じゃなくてやはり、少し余裕を持った状態で本来だったら、受益者にとっては安いにこしたことはないけれど、でもちゃんと、水が安定的に供給される状況を作つておかないといけないということでは、少し甘かったのかなと思います。

先ほど言いましたところの、口径別にというのも、本当に次の検討のときにできるのか、今と同じ状況で、まだいつ立ち上がるかわからないとなれば、このまま今回と同じ議論がまた繰り返されることになります。

その辺が先ほど言いましたが、何年に団地が建て替えして、新しい口径に変えることができて、始めることができるのか、その辺がわかっていていれば、お知らせいただきたいと思います。

【議長】

それでは事務局より、ご発言をお願いいたします。

【事務局】

常盤平団地の再生の時期については、具体的な時期はわかりません。

団地の再生という方向性は出ているようですが、それはいつ、ということではなく、少しづつ動き出しているという感覚でありますので、それがいつなのかは、事務局の方でもまだわかりません。

それと、プールしているお金があればという話ですが、今回、北千葉広域水道企業団の水の値上がりに関して、大きく分けて2つ予算があります。

収益的収支という、いわゆる収益と費用の予算になるのですが、北千葉広域水道企業団の水というのは、その費用の部分になります。ここがかなり上がってしまうと、どうしても収益的収支がマイナスになる可能性も出てくるということで、そこがいわゆる純利益だと純損失という部分になります。

委員がおっしゃっている、ある程度現金をプールしておけば、というのは、もう1つの資本的収支の方で施設の更新等に関する予算になります。

そちらの方で通常は収入の方が足りなくなっています。その足りない分を現金で補填するというような言い方で説明しています。そちらはまた別というか、マイナス分を現金で埋めていくということで。

令和12年の試算では、このままでいくと資金も底をつきそうな状況だったのですが、今回17.7%の料金改定することによって、それもクリアできるということです。

充てるお金がなくなるというわけではなくて、現金自体はあるのですが、収益的収支の方がマイナスになってしまって、そこはやっぱりある程度は収益を増やさないと、利益を確保することができないということです。

よろしいでしょうか。

【委員】

2つに分かれています。結局水道部として、収益的収支ではプラスであっても、今これ資本的収入より支出がすごく大きくて補填してます。すごく大きい金額を。億単位で。

会計の専門家でない素人が見れば、片方が少しプラスで片方が大きな赤字で、補填してというところで、独立採算でやってるということはこの両方がうまくプラスで持ていかなければいけないのではないかとちょっと思ってしまうのですが。

それと、もう1つ先ほどの常盤平団地ですけれど、今回も、口径別の導入の話が出てきました。

建て替えがあるからその時にということで、いかにも、次回には口径を採用することができるかのように受け取れる感じだったのですが。

でもこの次以降、建て替えしたときに、口径を今まで25ミリだったのを13か20なりに変更。多分できるでしょう、でもその時期はいつかわからない。

この不確かなところでね、この次建て替えしたときに口径自体も変わるし、口径別を導入できるということ。それこそ、この前委員が言った、こういう状態でズルズルと後延ばしになっていくのは、という発言もありましたけれど。

本当に建て替えしないで、25ミリの状態で口径に移行できるのか、それだったら今回だってできたわけですよね。

だけど、今回であっても、5年後であっても、口径に変えてということは変わらないと思うんですが。その辺、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

【議長】

では今の2点ですかね。事務局からご発言をお願いいたします。

【事務局】

口径別料金体系に変えた場合に、口径25ミリを例えれば20ミリにみなすことは可能だと思います。

若干回収できる料金は減ってしまうのですが、そこをうまく計算して単価を出せば、25ミリを20ミリとみなすということで、今回の常盤平団地の特殊事情に対して、クリアできるのかなというのはございます。

ただ、今回の意見の中で、最終的に意見が分かれたときに、変えるタイミングは今でなくても、次でもいいんじゃないいか、といった意見が最終的に出て、用途別を維持するということになったのだというふうに理解しているのですが。

決して、口径別にしないというわけではなく、次回はそれについて検討することを求めるということで付帯意見の方には、書かせていただいたということでございます。

【議長】

今は常盤平のお話でしたけれど、もう1つ、資本的収支の大きなマイナスを補填している状況が問題にはならないのか、というお話についてもお願いしてよろしいでしょうか。

【事務局】

資本的収支につきましては通常、収入額の方が小さく、支出額の方が大きいというふうになってます。

これは足りない分を現金で穴埋めするために、ちょっと逆になっているのですが。

この資本的収支について、もうちょっと詳しく言いますと、貸借対照表の中で、現金が動くところですね。ここは予算で縛りをかけなければいけないということで、この資本的収支という予算があります。

ただその収入の方に、本来ですと現金という科目があれば、それを乗せることによって差し引きがプラスになるように、作ることもできたのかもしれないですが、現金という科目を作った場合、かなり動きが激しくて、伝票の数も相当増えることになりますので、現金というものを載せるのではなくて、最終的にマイナスになった分を、現金で補填すると、こういう言い方にしたと聞いてます。

なのでマイナスが多く見えるのですが、これにつきましては内部に蓄えられた現金、或いは企業債も借り入れながら、最終的にこの内部留保資金、ここには補填財源って書いてありますが、補填財源がある程度、1年間の給水収益相当額ぐらいは残るようにやりくりをしていくと。

それでマイナスに、マイナスというのは資金がショートすることになりますので、そうならないよう起債を借り、それでもだめな場合は、料金をある程度上げて、マイナスにならないように調整するということはしてるということでございます。

【議長】

ありがとうございます。委員、このような説明でよろしいですか。

【委員】

納得するというのは大変なんすけれど。

あと何年でこのお金がなくなって赤字になるか、これだけ赤字を出していても、まだやっていけるのって思いながらきたんすけれど。今までお金があったので、残金があったので、それで賄われてるからということで、あまりこう問題視もしないでいたんすけれど。

今、値上げしてやっていかなくちゃ、というときになって、この現金というものの存在とかがすごく大きくクローズアップされてきている感じで、水道事業の会計というのが、かなり単純ではないというのがよくわかったところです。

私自身も案を見たときに、ここでの意見いろいろ違いがありましたけれど、その時点時点でこれでいきましょうって決めたので、その内容で進んでいけばいいと思っていたんですけど、9の付帯意見のところでこういうのがまだ入ってきますというのは、これってどうなんだろう。

みんなが出した意見の蒸し返しの部分というかそういうのがあり、これだったらもう少し時間かけて、そういうのを審議した方が良かったのではないか。

今回はこのテーマ、このテーマ、このテーマということで進んでいって、本当に十分に討議できたのかなという。

これまで、これでいいのかなという思いがしてて、でも毎回毎回決まっていった。

この案でいいんですけど、問題は出させたにもかかわらず、付帯意見として書かれますと、やはり、こんなふうにここへ載せるんだったら、今回のこの機会に、もう少し詰めてもよかつたんじゃないかなという思いがしたもので、意見を言わせていただきました。

【議長】

今の点につきましては、審議を進めておりましたので、ご発言させていただきます。

やはり、どうしても審議会の進め方といたしましては、手続きを踏みながらやっていくということで、1度決めたことについて、改めて蒸し返しながら、先に進まないということになつてはならない、というふうに考えておりまして、1点ずつ、できる限り丁寧にご意見お聞きしながら進めてきたつもりではございます。

その上で、皆様方が反映させたかった意見であるとか、伝えられなかつた点などあると思います。

その点につきましては次回。次回がいつになるのかという問題はあるのですが、適宜、また改めて見直しの機会を設けるという形で進めていくしかないのかなというふうに思っておりますので、委員のご意見自体は受けとめておりますけれども、答申書の方向性としてはこの形で進めていくことになるのかな、と手続き的なところからは考えております。

そうなりますと、結局、答申書の内容につきまして、方向性はこの内容ということになるわけですが、もう少しこういう意見を入れて欲しい、であるだとか、もう少しこの表現は改めて欲しい、といったところにつきまして、ご意見いただければと思います。

概ね皆様ご発言はされていらっしゃると思いますが、改めて他にご意見はござりますでしょうか。

【委員】

よろしいですか。

【議長】

委員、お願ひします。

【委員】

先ほどから口径別の料金体系ということが出ておりますけども、私自身が当初からピンとこなかった。なぜかというと、電気料金の場合ですと20アンペアとか40アンペアとか、基本料金があつて、20アンペア以上使うとブレーカーが落ちて使えなくなる。

ただ、今回の水道料金の場合、用途別から口径別にするといつても、口径別は今一般で20ミリが多いと聞きましたが、逆にその20ミリ以上水道を使った場合は、電気のブレーカーが落ちるみたいに使えなくなるとか、従量から口径別にした場合の変更じゃ使えなくなるのか、どうなるのか。

電気料金の場合ですとはっきりわかりますんで、その辺が一般の受給者からすると、ちょっとわかりにくい議論じゃないか。

一般的の受給者から見れば、口径別にしたら何が違うのかと。

なるべく安いほうがいいのに、逆に口径別したことによって、料金が上がったみたいな、その辺だと、元の木阿弥になってしまふのではないかというのを懸念しています。

一応1点だけ、ぶり返すつもりはありませんけど。

【議長】

委員ありがとうございます。今の発言はご意見ということで、ご返答を求めるものではないということでおろしいでしょうか。

【委員】

ちょっと懸念しておりましたので。

【議長】

そうですね、どうしても内容わかりにくいところもありますので丁寧に審議していったつもりではございますが、より丁寧に、審議会を進めていきたいと思います。

また、広報ですね。市民の方にわかりやすいような料金体系ということは意識していただきたいとは思っております。

委員からもご意見ありますか。お願いします。

【委員】

先ほどの口径別の話で言えば、口径別の大いところは、病院とか大型スーパーとかになるわけですから、口径別を採用すれば一般利用者の方は、逆にメリットが生じると思うんです。

ですからここに、事業者の代表の方がいるのであれば、事業者は口径が大きいから反対だよ、ということで出てくると思うんですけど、一般住民の方の代表の方が、なぜ口径別の採用に反対するのか、プラスに作用するのになぜ反対するのかちょっと私、理解できなかつたんです。

私と委員は賛成だったんですが2対2に分かれましたということで、結論を急ぐあまり。

私達も審議会を通じて勉強している、意見が変わってくるということもあると思うんです。

委員も聞いてるところだと、最初は口径別反対だったけど、いろいろ聞いてくると、やっぱり口径別がいいんじゃないかな、というようなことをおっしゃる。

そういうことになって、最初に自分が言った意見ですね、それで決議を取るんだというのはちょっと急ぎ

過ぎだと思うんです。

その辺、委員はどうでしょうか。ちょっと。

【議長】

委員お願いします。

【委員】

私も当初、非常に認識不足でした。

現状の方が料金体系としては非常にわかりやすいと。

ただ、よくよくお勉強してみると、どうも口径別等の変更の方がわかりやすくて良いんじゃないかと、この審議会を通して考え方が変わったという面もございます。

一応それが、本当に委員がおっしゃるように、実際に私ども審議会の委員としても、途中でいろいろ勉強してみると、考え方方が途中で変わるというのは、やむを得ないということはちょっとご理解いただきたい。

最終的には会長と、その辺のところにお任せするしかないと思うのですが、若干変わったところはござります。

以上です。

【議長】

というようなご意見はわかるところではございますが、いかがですか。

事務局から何か今の点につきまして、どういうふうに進めるべきか等についてご意見等はございますでしょうか。

【事務局】

いろいろ事務局としてもちょっと反省点もありつつ、何とかここまで来れたのかなという思いはあるのですが。

口径別の料金体系につきましては、各委員の中にも口径別にすべきだという意見も多いですから、これについては次回、基本水量制とあわせて検討していくということで、付帯意見のところで入れさせていただいたということでございます。

【議長】

委員、お願いします。

【委員】

それだとやはり問題の先送りということになってしまう。

私たち同様、委員も口径別の採用に賛成の方に、勉強しながら変わってきたわけですから。

あまり急がないで、1回持ち帰ってもう1回口径別でということで、やったほうがいいのではないかと思うのですが。

来年の4月からというのを、何が何でもそこをお尻に決めてしまって、とにかく早く結論を出せということだと、こういうことになってしまうので。

まさしく審議会というのは、いろいろ意見を重ねて、勉強しながらいい案を出していきましょうということで、全体的に口径別の方が良いんじゃないかな、ということになってきたということですから、これもう4月1日からやるんだということじゃなくて、もう1回ちょっと持ち帰って、口径別の案を提示してもらったほうがいいかなと思うのですが、どうでしょうか。

【議長】

では事務局よりお願ひいたします。

【事務局】

口径別料金体系は当初説明の中で、合理的な説明ができるということで、最近口径別の方が増えてきているということでご説明したと思うのですが。

ただこの市営水道区域には、常盤平団地があって、その中で口径25ミリが採用されている。そういった特殊事情があることから、これに関しては慎重に検討する必要がありますということで、お話をさせていただきました。

その結果、最終的に割れたのですが、多数意見として用途別でいいんじゃないかなということになった。

ただし口径別について、合理的な説明ができるとか、そういったことを考えると、いずれは口径別にすべきなんだろうと。

ただ、今変えることのリスクと言うのでしょうか。そのようなご意見が最終的に出て、審議会の方針としては口径別ではなくて用途別ということで、その時は結論が出た。

方向性が定まったということで、これまで進めてきたという流れがございますので、それをまた1からいうのはいかがでしょうかというところなんですが。

その辺は、会長の方からのご意見が、最終的な判断ということになったんだとは思ってるのですが。どう考えればいいのか、こちらとしても。

【議長】

そうですね。

会議の手続きといたしましては、まず1度決まつたこと。これを蒸し返すべきではないということだと思います。

ですけれども、その後、例えば事情の変化、状況の変化によりまして新しい論点などが浮上した場合には、改めて検討するということは、やむを得ないところはあるのかとは思っております。

その上で、今回これは新たに検討し直すべき新たな論点が出てきているのかというと、論点といたしましては、もうほぼ出揃った段階で検討を進めておりまして、何か新しい状況の変化等があったというわけではございませんので、今回の答申案の方向性につきましては、当初話し合って、議論して決めた方向でいくのが筋であろうと、手続き論として私はそのように考えております。

口径別料金を採用すべきであるという意見につきましては、この答申案の中でも本来はそのようにすべきであるということが記載されておりまして、本来あるべき姿としてはそれがよいのではないかという考え方には十分に触れられているのではないかと思います。

その上で常盤平団地の特殊事情に鑑み、今回は用途別料金体系を維持するものとするという議論をしたときの結論がしっかりと書かれておりますので、その点でも、この答申案には不備はないのではないかというふうに考えております。

議長としては、改めてこれについて検討することはない。必要ないのでないかと考えておりますが、委員の皆様はそれでもよろしいでしょうか。

【委員】

途中でA案が良い、B案が良いと言ったときに、私はなぜAが良いのか、なぜBが良いのか、その説明をちゃんとしてくださいとすれば、Aだと思ってた人もB案の説明を聞いて、やっぱりBの方が良いかなって意見が変わったりすることがあるのではという話をしたと思います。

だけど、今回はA案、B案が2対2。はい議長がどっち、という感じで決まったので、すごくその時は不満が残ったんです。

その後に、A案って言ってた人が、考えたらB案が良いかな。じゃあもう一度どっちが良いのか、計っても良いんじゃないかなって言ったときに、いやもう1回決まったことだから、このまま進めますということで話が進んできた。

確かに回数がもっと多く、或いはこのメンバーにもっと人数がいれば良いのですが、2対2で、議長が言って3対2になった決まり方。

1人が意見変えると、2対2だったのが1対3になるとか、こういう状況の中で決めていくということ自体が、どうなのかなと思いまして。

もう決まったんだから後戻りはしないということに関して、委員はみんな黙ってしまった。もう一度検討したらって言われても、こういうふうに進めてるんだから、前回に決まったんだから、後戻りはしませんって言われて、反論はしなかったので。

この件に関しては、それぞれがいろいろ思うところがあつても、一応、この公の場で反論もしないし、それを受け入れたということで。この、口徑別と言った人の方が、結局少なくって通らなかつたんだけど、私は付帯意見が無い方がすっきりしたと思って言っています。

今度からもう少し会議の持ち方自体、どうなるかということを検討してそこをみんながもう少し意見を闘わして、それで結論取るというふうに変えていければ良いのではないか。これでずっといくというのではなくて最初から10年間スパン。一応5年後には見直しでという形になっていますので、いろんな経済事情とかで動く可能性がある。絶対決定で移っていくのではなく、そこで検討すれば良いことで、この次は本当に不満があればその場で、もっと意見を言うという形に変えていって、今回は、皆が決めていった分については異論はなしということです。

【委員】

いいですか。

【議長】

どうぞ。

【委員】

一番初めに、市長の思いを聞いたらどうかと言ったのですが、何かこの審議会は結論を急ぐあまり、メンバーの意見というか思いと違うところが出ているかなということなんですが。

委員がおっしゃられた通り、最初に言ったらそれはもうそれで決議を取りますよという形になっていて、いろいろ勉強して、会議を進めてきて、やっぱり口徑別のほうがよろしいんじゃないか、というのがだんだん出

てきたわけです。

なのにもう最初に決まったんだから、それでいくんだということで。その方がそれは4月1日から値上げするには簡単ですからね。

だけど、どうも今のメンバーの思い、多数意見と違う形になっているかなという気はするんですけど。

だから、お手数なのですが、もう1回、立ち戻ってその口径別ということをやっていかないと、急ぐあまり思いとは違うところの意見になっている気がするんですが。

【委員】

そう言うんだったら、あの時にそういう意見を言って欲しかった。

もう一度この問題について取り組んでいきませんかと言ったとき、もう後戻りはしない、決まったんだから、と言われたときには何もおっしゃらなかつた。

あの時にもっと意見を言っていただいたら良かった。

4月1日から料金変更しなきゃいけないのかって、別にそうではないとはおっしゃいましたが、遅れればそれだけ赤字が出る可能性もあるということで、だから4月1日から始めていきたいという意見でしたよね。確かに、4月1日からしなきゃいけないって。

年度途中からでも良いというなんだけれど、でもそうするとその分、赤字になる部分が出るからという話もありました。

今ここで、もう一度やり直すのが良いのかどうかというよりか、あの時すごく不満があったから発言したのです。一度やり直そつて。

でもそのとき、もう後戻りしないという時、誰も意見をおっしゃらなかつたので、その時点で意見があつたにもかかわらず、議長がおっしゃる通りで良いと判断をしているので、これはもう今の時点で繰り返すということはしないほうが良いんじゃないかなと思います。

【議長】

すいません私から発言させてください。

先ほど私は言いましたが、会議の進め方といたしましては、その都度その都度決議をとりまして、その決まつことについて蒸し返すべきでないというのは、大前提だと思っております。

実際、こうして会議が進んでいく中で、考え方が変わっていくのもそれは当然ございます。

けれども、だからといって、いちいち戻って、新たに検討し直すということをしてしまうと、いつまでたつても会議が終わらないということになってしまいますので、本来的な進め方といたしましては決まつこと等はそれを前提に進めていくことが、しかるべきだと思っております。

ですが、委員の皆様の総意として、今回の答申案の内容が委員会の意見を反映したものとなっていないということであれば、それは改めて検討し直すべき理由が出てくると思っておりますが。

今、委員のご意見としては、これまでの審議の中で決まつた内容が反映されているので、それで良いというご意見なのかもしれません、改めて、委員の皆様いかがでしょうか。

改めて、口径別料金を採用すべきかどうかという点について検討し直すべきであるという、本当に皆さんそれが総意でございましたら、そのようにすべきかと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

よろしいですか。

【議長】

はい。

【委員】

4月1日ということを決めてるからこういう議論が出てきてしまうのであって、先送りしても、もう1回立ち返って報告書作成すべきというふうに考えます。

私と委員は長くやっているから、いろいろ問題点がわかっているのですが、新しく委員になられた方は、当然勉強しながら、会議に参加しながら、いろいろ意見が変わっていくのは当然だと思います。

最初は口径別に反対だったけども、いろいろ勉強をする中で、口径別が良いんじゃないかということで、それは当然だと思います。むしろ良いことだし、会議のあるべき姿だと思います。

ですから、もう一度言つたからその意見で良いんだというと、ちょっと意見と違う報告書になってしまっている。

なぜそういうことになっているかというと、4月1日から値上げしなきゃいけないんだということが先に決まってるからなのです。

もう1回、立ち戻ってやつたほうが良いかと。

問題を先送りせず、今口径別の方が多数意見になっているわけですから。

それが私の意見です。

【議長】

ありがとうございます。

どうでしょうか。委員はどのように進めていきたいとか、ご要望はございますでしょうか。

【委員】

令和8年から赤字になるということがはっきりしているのであれば、委員のおっしゃる通り、口径別の議論は、次期、2段階目の部分でもう口径別を採用するという前提で。

今回は、委員のように用途別のこの答申案の内容で。前提として、一般受給者の負担率をあまりあげないという料金設定であれば、この答申案の内容で、今回はやむを得ないと思っております。

【議長】

ありがとうございます。委員はご意見ございますか。

【委員】

委員のご判断に賛成させていただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。委員は、いかがいたしましょうか。

【委員】

初めにも言いました、もう一度検討し直そうっていう方ですから。

ですけれど、いろんな意見の方がいらっしゃると思うんですが、ここで決まった以上、自分の思いと違ってもそこで決まつたことをやっていくというのが、こういう会議のやり方だと思います。

そうでないと本当に前にも進まない。ここで決まつたら自分の意見とは違っても、これは自分も参加してそこで決まつたことだと受けとめて、やっていくということで。

今回は、先ほどから何回も言ってましたように、案の中で、8までは賛成で、9はちょっと気になったので。

その常盤平団地。先ほど、建て替えがいつなのかというふうにお聞きしましたが、そのままであれば、ここの中員もその時点で、ここで今度は口径別にしようと言ってても、人が変われば、また違う意見が出てきますので。

それはちょっと心配なところではあります。常盤平団地が本当に、建て替えが終わって、口径が変われば、事務局の方でおっしゃってた問題というのはなくなるわけですけれど、今のところどうも5年後には、建て替えは無理だろうという感じとしてあります。

だけど、もう一度検討したときに、ぜひ、なぜAが良いのか、なぜBが良いのかという理由をちゃんと聞いてもらいたい。

そして、人の意見を聞いて、自分の考えてる通りやっぱりこのままで行こう。いや、あの人の意見の方がひょっとしたら良いかなと思って変わっていくとか、そういうことができる時間をこの会議の中でとる。十分討議を尽くして、それで結論を出していく、出したらもう後戻りしないで、自分は不満であってもそれに従っていくというふうな感じでやっていければいいかと思います。

【議長】

ありがとうございます。

それでしたら、委員の皆様多数意見としては、今回の答申書の方向性は、現在の部分から変更することなく進めていくということになるかと思います。

【委員】

わかりました。

だとすると、最後、委員がおっしゃった付帯意見のところに、口径別が最後は望ましいという意見が多数であったが、今回は間に合わない。

間に合わないのは、4月の1日からやらないと赤字になってしまいうこと。4月の1日に値上げするためにやむを得ず口径別化を見送りしたということを書いた方がよろしいかと思います。

【議長】

この点につきまして事務局からご意見ございますか。

【事務局】

今の意見を載せるということで、委員の皆様、そういう意見であれば載せたいと思います。

【議長】

それでは委員の皆様、今の点についてはそのような対応でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

大分時間が長くなっていますけれどもその他、ご意見、ご発言はございますでしょうか。

ないようですので、この答申案につきましては、本日皆様からいただいた意見をそれぞれ審議した内容で、

事務局の方で修正追加加筆していただき、後日委員の皆様に再度確認するという形をもって、当審議会の答申とするということでよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【議長】

ありがとうございます。

それでは事務局にて、本日の内容を反映させた答申書を作成し、後日、各委員のご確認いただいた上で、当審議会の答申書の完成とさせていただくこといたします。

事務局としてもそのような形でよろしいでしょうか。

【事務局】

承知しました。

【議長】

それではそのように。

【委員】

最終方針、でき上がったものに関しては、もう1回この会議はなしですか。

【事務局】

後日、今の意見を加筆したものを郵送なりで送らせていただきます。

それを確認していただいて、それでよろしければそれで完成、という形をとりたいと思いますので、次回もう一度集まるということは、今のところ考えておりません。

【議長】

それでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【議長】

ではそのようによろしくお願いいいたします。

では次に、報告事項令和6年度水道事業会計決算概要について、続いて審議いたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

令和6年度水道事業会計決算についてご報告したいと思います。

資料といたしましては、お手元にあるA3の資料1枚目、右上に資料2-1、中央に「決算概要」、括弧書きで「対前年度比較」と書かれた資料があると思います。こちらの資料によりご説明させていただきます。

初めに左側上段1. の「業務量」について、前年度と比較した中で報告させていただきます。

給水戸数、4万2,042戸。前年度と比較して557戸、1.34%増加いたしました。

給水人口、8万1,369人。前年度と比較して503人、0.62%増加いたしました。

年間給水量、755万3,043m³。前年度と比較して1万857m³、0.14%減少いたしました。

3行とばしまして、年間有収水量は716万4,576m³となり、前年度と比較して2万7,160m³、0.38%増加いたしました。

有収水量が増加した理由としては、スーパーや飲食店といった大口利用者が、新たに増加したことにより、使用水量が増加したこと等が考えられます。

なお、市水区域の大部分を一般家庭が占めており、有収水量全体のうち家庭用水量が91%を占めています。一番下の行、有収率は94.86%で、前年度と比較して0.5ポイント増加いたしました。

続きまして2. の「収益的収入及び支出」について報告いたします。

令和6年度収入額15億5,983万4,344円に対し、支出額が15億3,879万7,352円で、収入・支出差引きしますと2,103万6,992円の純利益となりました。

収入・支出の比較にありますとおり、利益につきましては前年度比較で、4,607万7,128円の減となっており、収入としては、給水申込納付金の減、支出としては、資産減耗費の増が主な理由となります。

これにつきましては、以下の収入・支出の主なものの中で説明いたします。

では、収入の主なものについてご説明いたします。

1の水道料金につきましては、前年度と比較して529万7,042円の増となりました。

2の他会計負担金につきましては、消火栓必要経費等、一般会計などが負担すべき経費を、負担金として繰り入れるもので、前年度と比較して367万6,850円の減となりました。

6の給水申込納付金は、給水装置の新設等に係る納付金です。令和6年度は前年度に比べて共同住宅、戸建ての建設による申請件数・納付金が減少したことに伴い、前年度と比較して3,198万円の減となりました。

7の長期前受金戻入は、償却資産の取得に伴い交付された補助金等を、負債に計上した上で、減価償却の割合に応じ、順次収益化していくものでございます。

次に、支出の主なものについてご説明いたします。

1の職員給与費の増538万5,150円につきましては、主に人事院勧告に基づく職員給与等の増によるものです。

2の委託料の減260万5,902円につきましては、主に令和5年度に計上されていた、システム改修費用が皆減となったことと、量水器交換委託における個数減などによるものです。

3の修繕費の減324万4,521円につきましては、浄水場の設備にかかる修繕費が減少したことによるものです。

4の動力費の増407万2,949円につきましては、電気料金単価の高騰及び、国の補助金の減が主な理由です。

7の資産減耗費の増1,248万4,189円につきましては、主に電気設備にかかる資産減耗費の増によるものです。

9の過年度損益修正損の皆増813万2843円につきましては、新基本計画策定に伴い固定資産台帳の整

理を行ったところ、過去に除却しておくべきであった資産が計上されていたため、今回除却を行ったものです。

続きまして、右側、3. の「資本的収入及び支出」について報告いたします。

令和6年度収入額4,112万8,500円に対し、支出額は7億4,459万8,704円となり、収支不足額7億347万204円については、一番下の段に記載の通り、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

上段に戻りまして、収入の主なものについてご説明いたします。

1の工事負担金は、配水管移設工事に対する工事費用等を、街づくり課からいただいたものです。

2の水源費負担金は、一定規模の計画水量を超える建築物の建築等を行う者に納付していただくものであり、前年度比で1,855万1,500円の減となっております。

3の他会計負担金は、一般会計が負担すべき保留地購入経費及び消火栓設置経費を繰り入れたものです。なお、保留地購入経費の負担金とは、保留地の購入に伴い、平成6年度に借り入れた企業債に対するもので、償還が完了する令和6年度をもって繰り入れが終了します。

次に、支出の主なものについてご説明いたします。

施設改良費のうち、②の配水管布設替等工事につきましては、計画に基づいて、老朽管の更新等を1,159.17m行い、工事費としては5,242万700円の増となりました。

③その他施設改良工事につきましては、浄・配水場施設の更新及び改修により発生するものであり、前年度と比較しまして、対象工事件数の増加に伴い7,285万2,700円の増となっております。

企業債償還元金は、過去の施設改良工事に伴い借り入れた企業債の償還元金で、借り入れた年度が古いものを中心に順次償還しております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度水道事業会計決算の概要についての報告とさせていただきます。

なお、資料の2枚目、右上に資料2-2、中央に決算概要「対R7予算比較」と書かれた資料につきましては、8月に委員よりご提案いただいた、予算と決算の比較資料になります。

内容につきましては、只今ご報告させていただいた令和6年度の決算値を税込みにしたものと、8月にご報告させていただいた令和7年度の予算を比較した資料となりますので、合わせて配布させていただきます。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。

それでは本件につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

それでは委員、お願いします。

【委員】

ここに載っているのではないのですけど、企業債ですが、今現在残高は幾らぐらいあるのか。

【議長】

では事務局よりご回答お願いいたします。

【事務局】

お手元に水道事業決算書という白い冊子の方、お配りしてあるかと思いますが、39ページ、お開きいただいてよろしいでしょうか。

右側に未償還残高という欄がございまして、一番下の合計欄のところに、21億999万7,058円という数値があるかと思いますが、こちらが令和6年度末現在での、企業債の残高という形になっております。

【議長】

よろしいでしょうか。

【委員】

これも皆、政府からの借り入れということですか。

【事務局】

左側の欄に種類というものがございまして、政府資金というものについてはそうです。政府からの財政融資資金です。

あと、38ページのところにも、2ページにわたって残高が載っているのですが、機構資金というのもございまして、こちらも地方公共団体金融機関からお金を借りてるものになっております。

近年は政府資金ということで、平成16年ぐらいからはずっと政府資金からの借り入れという形になっております。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。こちらでよろしいでしょうか。

【委員】

利息って結構高いんですね。今、この時代に。政府資金でありながら高いなと思ったのですが。

【事務局】

利率の欄に記載がある通り、直近が平成30年を借り入れたのを最後に、今現在、新規での借り入れというのは行っておりません。

平成30年度で利率が0.6%こちらは、この中でも一番低かった時期かとは思われますが、さらに平成19年ごろを見ますと、2%くらいで、平成30年度に比べると高い感じになっております。

もっとさかのぼりますと、高い率も出てくるのですが。

今は貸付の方、借りていないものなので、直近の利率になりますと、不明な点がございます。

また借り入れを行うときは決算のときに必ずこのページに出てきますので、今後借り入れて行くときはこちらの利率で確認ができるというような形かと思われます。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。

それではこの件について、委員よろしいでしょうか。

他にご発言はございませんか。

よろしいですか。

それではないようですので、報告事項令和6年度水道事業会計決算概要については以上といたします。

次に、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいいたします。

【事務局】

(次回の審議会の日程等の説明をする)

【議長】

ただいまの連絡事項につきましては、このようにご了解願います。

それでは以上をもちまして、令和7年度第5回松戸市水道事業運営審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては長時間にわたり誠にありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。